

災害時における空調設備の設置等に関する 協定

令和8年2月27日

神奈川県

神奈川県冷凍空調設備協同組合

災害時における空調設備の設置等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川県冷凍空調設備協同組合（以下「乙」という。）は、神奈川県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、県内避難所の空調設備の設置等に関する応援を円滑に実施、もって被災者の心身の健康維持及び生活環境の改善を図るために必要な事項を定め、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、甲が乙に対して、協力の要請をする際の必要な手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、甲又は神奈川県内の市町村において、乙に対し協力の要請が必要となった場合、協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、電話等により協力要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所への可搬式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風機等施設への設置工事を伴わないもの。）又は可搬式発電機の設置
- (2) 避難所における空調機器の機能回復
- (3) フロンガスの放出のおそれのある設備のフロンガスの回収
- (4) その他必要と認める業務

（協力の実施）

第4条 乙は、乙の会員事業者（以下、「会員事業者」という。）との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第5条 空調機器の引渡し場所は、原則、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただ

- し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣し物資の確認の上、引渡しを受け、稼働状態の確認を行う。
 - 3 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村等に代行させることができるものとする。
 - 4 甲は第1項の引渡し場所への物資運搬は、会員事業者が行うことをあらかじめ承諾するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、本協定に基づく協力を行ったときは、甲に対して、実施報告書(様式第2号)により実施報告を行うものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙または会員事業者が甲に供給した物資の代金及び甲の指定する物資の配達に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条により、甲が他の地方公共団体等の要請に応じて生じた費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
- 2 前項の経費の算定は、物資については災害等が発生する直前における適正な価格を基準とし、配達に要する費用は乙が負担する実費相当額とする。

(費用の請求及び支払)

- 第8条 乙が、前条の費用を甲に請求した場合は、甲は速やかに支払うものとする。
- 2 前条第1項ただし書きの場合、甲は、支払請求書の送付先について、応援の要求があった地方公共団体と調整し、乙に通知するものとする。

(連絡体制の整備)

- 第9条 甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、連絡担当者名簿(様式第3号)により、相互に報告するものとする。
- 2 前項に変更が生じた場合は、速やかに通知することとする。

(有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない場合は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲は、乙が暴力団を含む反社会的勢力に属するものに関与したと認められ

たときは、前項の規定に関わらず、本協定を直ちに終了することができる。
3 甲は、前項の規定により、本協定を終了したときは、その旨を直ちに乙に口頭又は電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年2月27日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

乙 神奈川県横浜市中区相生町1丁目7番地
和同ビル3階
神奈川県冷凍空調設備協同組合
理事長 谷口賢次